

國際經濟法再考

櫻井雅夫

國際經濟規整に関する書物をつくることは、動いている列車の窓から見る風景を説明するようなものである。或る事象を説明しようとしても、説明よりも早く事象が動いてしまう。 — J・ジャクソン

はじめに

国際という形容詞を冠した法は国際法から国際環境法まで今や多数存在するが、それらの概念は統一されていない。また、国際という形容詞が国家間という意味で使用されないことも多くなってきた（櫻井 一九九七、一頁）。

国際関係法や小職が担当する国際経済法もまた同様の問題を抱えている。

本稿は、獨協大学法学部に国際関係法学科が新設されたことを契機に、日々考へていていることを整理した私見である。したがつて、これは本学科の統一見解というわけではないことを断つておく。

— 国際関係法／国際法律研究

1 「国際法」とは

「国際法」という用語の源は、「列国交際法」、「外交交際法」であり、この場合の国際はあくまで「国家間」という意味であった。このことはまた福澤諭吉の『文明論之概略』でも指摘がなされている。この五文字を略して国際法という四文字に置き換えたのは、箕作麟祥である。東京帝国大学が“International Law”の科目を開設するに当たっては、その日本語の名称について検討がなされ、その結果右五文字のなかから「国」と「際」の二文字を採って「国際法」としたのである（穂積 一九八〇、一八四頁）。国際の「際」は英語の“Inter”であると説明されるところがあるが、右のようなわが国の法律学の歴史からみれば、それは根拠をもたない説明である。「国際間」という不用意な言葉も今日使用されるが、際が間であるというのであれば国際間は「国と国の間の間」ということになり、論理的に意味をなさない。国際間という奇異な用語が使われるのは、おそらく国と国との間の関係以外の関係を説明する適當な日本語ないし学術用語が今なお創造されないためである（次項参照）。

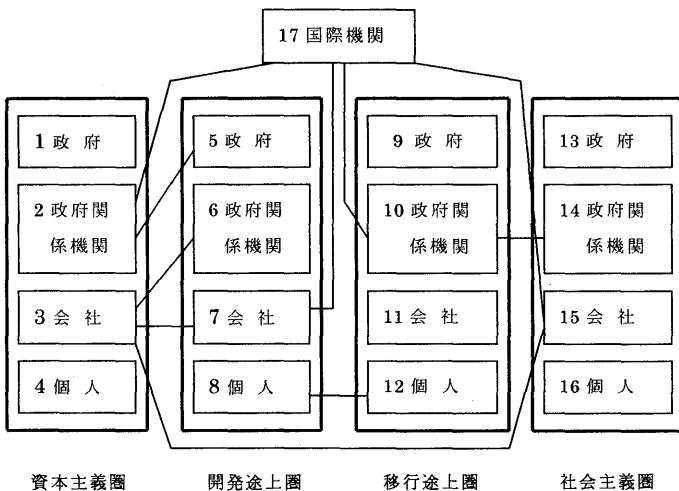
2 トランクスナショナル・ロー

国と国との関係以外の関係とはどのようなものであるかをみる場合、これを主体という点からすれば、図のようになろう。従来の国際法学は主として1、5、9、13の関係を律する国際公法を対象としてきた。場合によつては17に関わる国際機構法／国際組織法をこれに含める場合もある。他方、国際私法学は主として例えば3と7、8と12との関係を律する法を対象としてきた。

しかしながら、ほかの関係についてはどのような法学によってカバーされるのかが明らかではなかつた。例えば、2と7との間の貸付契約、17と2との間の借款協定・出資契約、3と6との間の合弁契約、3と5との間の調達協定などがそれである。より具体的にいえば、政府間国際金融機関たる世銀（IBRD）が特殊法人日本国有鉄道に借款を供与した際の協定、同じく国際金融公社（IFC）が日系インドネシア法人たるP・T・インドネシア・ユニチカに出資した際の株主間協定、サウジアラビア・クウェート両政府と日本法人アラビア石油㈱との間の利権協定、特殊法人海外経済協力基金（一九九九年一〇月から日本輸出入銀行との合併で「国際協力銀行」に改組され、ODA事業部門を担当。）とインドネシア政府との間の円借款協定などがそれである。

また例えば、アメリカのプロ野球のアメリカン・リーグとナショナル・リーグはかなりの割合で公式戦を海外で行つてゐる。また、これらのリーグにはカナダのトロント・ブルージューズとモントリオール・エクスボーズが加盟しているが、そのホームゲームはアメリカからは「海外試合」とみられている。この場合、対戦相手のニューヨーク・メッツの選手がカナダでの試合で稼得した給与分にはカナダの所得税が課されるのか否かということが問題となる（Barrett 1997, p. 989）。

図 国際経済法の主体の組合せ例



こうした関係は国内外の実業界ではいまや日常のものになっているにも拘らず、日本の大学教育では殆どとりあげられない。これらの関係を律する法の総称としては、英語には「トランサンショナル・ロー」(transnational law)、中国語には「跨国法」という表現があり、日本では片仮名が使用される。場合によつては「国家間の法」ではないニュアンスを出そうとして「国際間の法」というような表現が使用されることもあるが、先述のようにこれは致命的な誤法である。従来の国際法学、公法学、私法学、経済法学さらには比較法学、外国法学の一部がこれらとの関係の存在に気づかなかつたとかこれらを無視してきたということではない。しかしながら、法分科論の立場から断片的かつ個別にこれらの関係にアプローチすることには限界がある。そこで、法分科論を離れて（又は法分科論に立脚しつゝ）錯雜化する国際関係ないしトランサンショナルな関係から生じる法律問題を解決するための研究・教育が必要になつているということができよう。

3 國際法律研究の發生

歐米には「International Legal Studies」という用語が定着している。強いて日本語にすれば「国際法律研究」である。「国際法研究」という狭いものではないことに留意する必要がある。アメリカでは第二次大戦後、コーンELL、ハーバード、ハーバー、ジョンズ・ホプキンスなどの代表的なロー・スクールが国際法と比較法の教育と研究に多少は力点をおくようになつた（Stevens 1983, pp. 221-22）。ただし、相対的にみれば、今日のアメリカのロー・スクールの科目のなかで国際法・比較法が占める位置は、依然として低い（Barrett 1997, pp. 975-1013）。

第二次大戦後から今日に至るまで、世界は多種多様の変化をみせてきた。いよいよ、国際経済の分野における法規整（「規整」の意味は後述）はめざましい発展をみせた。それを契機に国際経済に関する法への関心が高まり、「国際経済法」を論じる文献が出はじめた。国際経済法に関する研究は必ずしも第二次大戦後に限つたことではないが、戦後国際経済に関して多くの新しい法規整が出現して、国際経済法に対する関心が高まつた。

その後、社会主義諸国と資本主義諸国との関わり合い（東西問題）、先進諸国と発展途上国との関わり合い（南北問題）、あるいは国際機構、国家、会社、自然人の関わり合いなどの複雑な問題が数多く発生するようになつた（図参照）。そうしたなかでは、国際経済法の概念構成についてこれを統一的に理解するとは困難になつていった。多少その概念構成が進展するなかで、多くの社会主義国が移行途上国になりつつあり、概念構成は再び混乱してきている。

4 ハーバード・ロー・スクールの場合

国際経済法（International Economic Law）、国際通商法（International Trade Law）、国際投資法（International Investment Law）といった用語について、①法分科論を展開する立場からの使用する場合と、②研究方法を示す

立場から使用する場合がある。この一つは、基本的に次元を異にした主張であり、混同してはならない。この一つのどこが違うかと、いうことを示すために、まず②の典型であるハーバード大学の例をとり上げる」とにする（櫻井一九七一a、九四一九六頁）。

ハーバード・ロー・スクールは、一九四六年に国際法学プログラムを再検討する委員会を組織した。この委員会で初めて “international legal studies”（国際法律研究）という新しい術語が使用されることになった（Harvard 1958, pp. 13-14）。単なる国際法研究でない点が重要である。この委員会では、次のような考え方が支配的だつたようである。すなわち、国際法律問題を処理する法曹の法廷内活動よりも法廷外活動が一層重要となつてきた。このように重点が移行した法曹の機能が法学教育と密接に関連すると認められるならば、法原理の体系的研究を中心とする法学教育及び伝統的に区画された法領域に基づいて作成されたカリキュラムに対する評価が変わつていかれるを得ない。法曹は、国際法と比較法との伝統的な区画に入つてこない法律問題を処理しなければならないので、「何が法であるか」ということよりも「何が問題であるか」ということが優先するからである。

教育・研究プログラムは、法領域よりも問題領域の観点から一層正確に把握されなければならないという観点に立つて、同委員会は国際法律研究を次の三つの部門に分けた。すなわち、①国際法と国際組織法は平和な世界秩序を樹立する問題、②国際事業活動と経済開発の法律問題は健全な世界経済と社会発展を促進する問題、③比較法はアメリカ人法曹を異なる法系のもとで訓練された外国人法曹と協働させる問題をそれぞれ扱う。そして、この三部門から成る国際法律研究は、個人、会社、政府又は国際機関の国際取引・国際関係を問題領域とし、その法領域は、国際公法、国際組織法、国際私法、国際行態に関連する国内法（本国法と外国法）及び比較法に亘る。数年間の研究と討議の結果、一九五一年度にハーバード・ロー・スクールは「国際法律研究」プログラムを創設した。この

のようなプログラムが混乱する戦後にいち早く実行されたことは評価に値する。

「国際法律研究」プログラムのなかで、一九九八—一九九学事年度現在で実施される教育・研究プログラムをみると、次のようになっている。

東アジア法律研究、ヨーロッパ法研究センター、国際金融制度プログラム、国際租税プログラム、イスラム法研究プログラム、大学院プログラム、その他プログラム

このうち、一九九八—一九九学事年度現在で大学院の国際法律研究プログラムの講義科目を挙げると、次のとおりである（Harvard 1998, p. 60 *et seq.*）

セミナー比較法—移行途上国における企業のガバナンス・金融、セミナー（比較法）—イスラム憲法制度、比較法—イスラム契約法、比較法—イスラム法制度、セミナー（比較法）—イスラム法（アラビア語原書講読）、セミナー比較法—韓国法及び法史講読並びに研究指導、比較法—中国社会における法の任務、セミナー—日本における経済規整、EU—ヨーロッパの域内取引及び域外との取引、アラブ世界における人権、人権と国際法、人権—リサーチセミナー、国際法における原住民、国際金融、国際法、国際法—国際商事仲裁、国際法—国際環境法・制度、国際法—トランクナル的な法的諸問題、国際通商—基本設定、紛争解決及び通商救済、セミナー—国際通商法及び規制国—インターフェースの理解・管理、日本法序説、国際摩擦管理の法と政治、法律研究—国際法・外国法・比較法、法律研究—アメリカ法・国際法研究、NAFTA及びグローバル経済における法制定、セミナー—国際運河のシェアリング、セミナー—国際法に対する第三世界のアプローチ。

このような国際法律研究プログラムの方法は、アメリカのすぐれたロー・スクールによつて次々に採用され、国際法律研究という学術用語はアメリカの法学教育に関するボキャブラリーのなかで確たる地位をもつに至つてい

る。もつとも、これを法学教育の点からみれば、大学院レベルのことであり、学部レベルでこのような「国際法律研究」ないし「国際関係法」の教育を取り入れる際には十分な配慮が必要になることは当然である。

5 ドイツの状況

ドイツは、EC/EUの一員となり否応無しにリージョナリゼーション及びグローバリゼーションに巻き込まれているにも拘らず、大学における法学教育の中心は依然として国内法にあり、EC/EU法ないし国際法の占める割合はかなり低いとされており、一部研究者ないしEUレベルの法曹がその改革を求めている（石川一九九九、一一二二頁）。

6 わが国の状況

小職は、かつて金澤良雄教授（東京大学）らとともにわが国の国際経済法の調査研究状況を調査したことがあ
る。これは、大学法学部当局、研究者、経済団体、会社など合計三七三カ所から得た回答を分析した結果である。
それによれば、大方の研究者が調査研究の遅れを認めていた。教育面でも遅れが指摘されたが、その克服のために
は大学院で積極的にとりあげて科目をふやすべきであるとされていた。学部当局としても、調査研究の必要性を指
摘し、さらに学部内での講座の充実を求めていた。さらに、圧倒的な数の大会社法務部と経済団体が総合研究体制
の確立の必要性を説き、会社との研究協力、大学聽講生制度の利用などを求めていた（金澤・櫻井一九七七、一
一二〇頁）。

アメリカにおける改革から遙かに遅れること半世紀、わが国の大学でもこの一〇年でようやく変化をみせてき

た。まず大学院レベルでは、東京大学で修士課程（経済法務専修コース）、横浜国立大学で国際経済法学研究科が設置され（当初は国際経済法学部が構想されていた）、また名古屋大学、神戸大学で国際開発研究科、国際協力研究科が設置され、それぞれ国際関係法ないし国際法律研究の教育と研究が緒についた（神戸大学研究科では、小職も発足当初から「国際協力法」を担当してきた）。その後、九州大学の修士課程に「国際経済ビジネス法」が設置されている。

他方、学部レベルでは上智大学で国際関係法学科（高野一九八〇、一一八一三四頁）、石本一九八四、一二〇一二五頁。小職は、同学科で発足当初から「国際投資法」を担当してきた。立教大学で国際・比較法学科、中央大学で国際企業関係法学科が開設され、それぞれが大学院コースを設置している。さらに、平成二一年度（一九九九年度）からは、獨協大学の法学部に国際関係法学科が新設された。

大学院レベルのプログラムが開発されてきた背景には、学部レベルにおける教育の限界、実務法学教育・企業法務教育の要望、国際化の進展などが考えられる。また、学部レベルでも、企業法務・国際法務からの要望に或る程度は応える必要から、基本科目の徹底教育を阻害しない限度・範囲で改造が進められているということになろう。

先に述べたように、ハーバードはすでに第二次大戦直後から今日あるを予見してカリキュラムの再編成に取り組み実践してきた。アメリカでは、法学教育がどちらかといえば最初から実務法律家（practicing lawyer）を養成することを第一義としてきたことと比べると、日本の法学部が必ずしもそうではなかつたといふこともあり、両者を比較することは余り適当ではないかもしれない。

しかしながら、日本の位置とくに国際経済のなかの位置がここまで定まつてくぬと、ドイツ流の法分科論とはべつのところで法学教育に新たなインパクトが強く加わつてくることは必至である。

II 国際経済法に関する諸学説

1 諸外国の場合

国際経済法に関する欧米の代表的な概念構成を要約すると、次のようになる。

「アメリカ」および、アメリカでは、現実的なアプローチをとる研究者がめだつ。その代表的な存在は、キャッシュ＝ブリュスター (M. Katz and K. Brewster - ハーバード大学)、フリードマン (W. Friedmann - ハーバード大学)、ジャクソン (J. Jackson - "シングル大学→シティ・シタウン大学)、ローヘンハル (A. Lowenfeld - ニューヨーク大学)、バクスbaum (R. Buxbaum - カリフォルニア大学) などである。かれらのアプローチでは、国際行態法が専外関係法とそれに関連する国際経済行政法との統合として構成され、後者よりも前者が重んじられ、また国際法よりも国内法に重んじられ、国際経済法秩序の総合的な解明を通じてアメリカの国際取引の増大に寄与すると、実用的な意図がみられる。

「ヨーロッパ」これに反して、ヨーロッパには、国際経済法を経済に関する国際法であるとするアプローチをとる研究者が少なくない。その代表的な存在がショヴァルツィンベーガー (G. Schwarzenberger - ローマン大学) 及びランゲン (E. Langen - 法曹)、シモンズ (K. Simmonds)、ジャカクマン (A. Jacaquemin)、シコラムス (G. Schramm)、ファン・ヘマート (P. V. van Themaat - ハーレンヒト大学)、チャムカル - ポーリンフルデル (I. Seidl-Hohenveldern - ハイーン大学) などである。ただ、ジャクマンの場合には国際経済法は「国家間の経済関

係」に関する国際公法に限つていふが、ファン・テマートの場合にはこれを「トランサンショナルな経済関係に関する国際公法規範全体」に広げていふ。このアプローチに属する研究者としては、カロウ (D. Carreau - パリ法科大学) = ジュイヤール (P. Juillard - 同大学) = フローリー (T. Flory - 同大学) がいる。このアプローチは当然に国内法を排除し、現象の総合的な把握を犠牲にしてまで論理の一貫性に忠実であるとする。なお、国際法学者が国際経済法を国際法に限定していることは当然であり、ブラウンリー (I. Brownlie - オックスフォード大学) はその好例である。

この中間にあって、ヘルラー (G. Erler - ゲッティンゲン大学 → チュービンゲン大学) の折衷説は、あくまでも現実的なアプローチに立脚しながら、現象の統一的な関連基準を組織的規制に求め、国際法及びそれを理解する範囲での国内法を「国際経済の法」の法源とし、組織的規制が介入しない私人の取引法を除外してきた。このようにエルラーの学説は、国際経済法学における理論的要求と実際的要求との緊張関係を示したものである。

しかしながら、今日ではヨーロッパでもいへした余りに伝統的なアカデミズムは主流でなくなつてしまつてゐるに思われる。例えば、ラザール (L. Lazar - ハンブリ大学) は、シュヴァルツォンバーガーの立場よりもアメリカのアプローチに近く、「ヨーロッパナルな経済の法」の確立をめざしてゐる。グロスフェルト (B. Grossfeld - ミュンスター大学) はラザールとやや類似の立場をとつてゐるが、法分科に関する立場は不明である。しかしながら、その実務的研究のためには、投資母国、投資受け入れ国双方の国内法と両国を含めた国際公法を広く包摂している。同じようなどころに位置している学者としては、ショミットホフ (C. Schmitthoff - ケント大学)、ホルン (N. Horn - ハーレフ・ハルト大学) などがある。」へ最近でも、クーニヒ (P. Kunig - ベルリン自由大学) = ラウ (N. Lau - ハンブルグ大学) = メンゲ (W. Meng - マック・スクランク研究所)、フィケンチャー (W.

Fikentscher)、ヘアデゲン（M. Herdegen - ピン大学）のように国内法と国際法を包摂した法分科を認める学者も出でています。ヨーロッパでも法分科としては国際経済法は依然として国際法に属するが、研究方法としてはこの立場を離れて「トランクナルな」経済の法全体を対象とする学者が増えていくといふことができる。

2 中央計画経済圏・移行圏の場合

この地域は体制を急激に変化させていくので、国際経済法の概念規定についての現状はよくわからぬ。これまでのところ国際経済法を国際法の一部門としてきた研究者としては、例えばボグスラフキー（M. M. Boguslavski - 科学アカデミー）、ザイフェルト（W. Seifert）、王鐵崖（北京大学）がいる。ただし、ボグスラフキーは資本主義圏国際法でいう「法の一般原則」を認めず、ザイフェルトも社会主義国際経済法が主権平等を尊重するところから、国際法優位は認めないと立場をとった。また、王は国際経済法とはぐくに個人の経済関係を規律する「国際貿易法」なる「準国際法」が存在すると主張する。

他方、姚梅鎮（武漢大学）は、「科学発展の必然的結果」として国際経済法が一法分科を構成するとしている。

3 日本の場合

次に、日本における主要な学説を整理すれば、次の三群に分けることができる。すなわち、

第一群は、法分科論として国際経済法を国際法とする立場、

第二群は、法分科ないし法学として全く新たな国際法（学）を主張する立場、そして

第三群は、法分科にとらわれる」となく、国際経済関係を規律する諸法を総合的に把握しようとする立場、であ

る。

第一群では、田中耕太郎教授が「国際経済の法」は国際法であるとする。田中教授のいわゆる「国際経済の法」と経済法学者のいわゆる国際経済法とは同義ではない。すなわち、金澤良雄、福光家慶、高田源清の各教授は、国際経済法が内国「経済法」と発生地盤を一にするところの国際法であるとする。田中教授の場合には国民経済相互の関係を統御する条約一般であるが、金澤、福光、高田の各教授の場合には高度資本主義の矛盾解決のための国際法とみる。とくに高田教授は国際経済統制法を国際経済法とほぼ同義であるとみるが、しかし金澤教授のいわゆる国際経済法は国際経済統制法よりも広い概念であり、さらに金澤教授の場合には法分科論とはべつに国際経済法現象を総合的に分析するさいに国内法との関連には周到な注意を払うことになる。吉永榮助¹¹・小西基弘両教授の場合には、競争政策の法的実現を国際的規模で確保することを目的とする国際法であるとみる点で他の経済法学者と共に通する面も見られるが、本来的な国際経済法は超国家体による法秩序のなかに見いだされると見る点で他の経済法学者と異なっている。

国際法学者としての金田近二、山本草二、高橋通敏、横川新及び高野幹久の各教授並びに国際私法学者の山本敬三教授も国際経済法を国際法とみるが、金田教授が経済法分科論に影響を受けているのに対し、山本（草）、高橋、横川の各教授はそのような法分科論に縛られない。とくに高橋及び高野（幹）の両教授が国際経済法のかに原則と基準を求めようとする点は、シュヴァルツェンバーガーの学説に通じるものがあり、また横川教授が国内法との関係を重視する点では金澤教授と共通する。山本（草）教授の場合には、学問上国際組織法を国際経済法から外すのであるが、現実の調査研究の場面ではそのようなことが可能であるか否かが問題となろう。また、山本（敬）教授の場合には、国際経済法を国際取引法と対比させたいという意図から敢えて国際法に限定しているよう

である。

第二群では、国際法学者の大平善悟、佐藤和男両教授と経済法学者の丹宗曉信教授が国際法と国内法を統括した全く新しい法分科としての国際経済法（学）を主張する。この立場の場合には考察の対象たる国際経済関係の同一性を根拠として国際法と国内法の分離認識を避け、両者を統一的な脈絡のもとで理解することを要求する点で共通している。しかしながら、丹宗教授の場合には、国際経済法が「国内経済法」とくに競争法と発生基盤を一にするところの国際法であるとするところは第一群の経済法学者とくに吉永・小西教授と通じるが、国内法をも包摂するというところが異なっている。また、国内法を含むといつても、丹宗教授が私法を排除する点は佐藤教授が私法をも含むとしているという点と大きな違いを見せて いる。

第三群では、小原喜雄、松下満雄、澤田壽夫の各教授が、法分科論としての国際経済法を主張せず、国際経済関係の法規制の分析に当たって国際法と国内法の区別、公法と私法の区別などの論議にあまり意義を認めず、機能的・総合的なアプローチをとる場合にはむしろ関連国内法を重視している。小原、松下、澤田の各教授の場合には、国際法と国内法という二つの異なる規範領域を一定の社会的経済現象の法的考察にあたって総合的に考察すべきであるとの立場を示している（ただし、松下教授の場合には、次項で記すように場合によっては国内法のうちの私法を排除する）。これに対して、先の大平、佐藤両教授の場合にはそれゆえにそこに国際法と国内法の両者を包含する新たな法分野・法分科の設定を求める立場を示したものである。以上のようない背景から、松下教授が使用される国際経済法と国際通商法の二つの用語の相違・重複、それと澤田教授の使用される国際取引法という用語との相違・重複は、いまひとつ不明である。

III 国際経済法と国際取引法との関係

国際経済法（学）は、隣接したといろ又は重複したところに国際取引法、国際貿易法、国際通商法なる分野をもつてゐる。近年は、「国際経済関係法」なる用語も使用され、またわが国でもこれまでかなり保守的と思われた学者や一部の大学・大学院でも「国際関係法」なる学術書名、学科名、科目名などが使われるようになつてゐる。これららの用語には定義がなされないままの場合もある。また定義があつたとしても定義は同床異夢の学者の数に匹敵し、百家争鳴の状態になるおそれがある。

いくつかの学説ほかを検討した結果を明快に整理することはできないが、強いてそれを試みれば、次のようになる。すなわち、第一に、国際取引法／国際経済関係法／国際通商法／国際貿易法の範囲に国際法と国内法（公法と私法）を含ませる立場がある。これには、例えジャクソン＝ディヴィー＝サイクス（J. Jackson - ミシガン大学、W. Davey - イリノイ大学、A. Sykes - シカゴ大学）、デイ（D. M. Day - ウォルヴァーンズ・ポリテクニック）、ハルサム＝ホールソン＝ペベノグル（R. H. Folsom - サンディエゴ大学、M. W. Gordon - フロリダ大学）、最近ではチャーア（J. C. T. Chuah - キングストン大学）及びランベルク（Jan Ramberg - ベトックホルム大学）、またわが国では道田信一郎、澤田（壽）、岩崎一生の教授らが属する。

このうち、わが国の研究者には次ののような特徴がみられる。すなわち、

- 国際法と国内法（公法）とを含め手続法を含める立場（例—澤田、岩崎、松岡博、山田鎌一＝佐野寛）、
- 国際法と国内法（私法）とを含め手続法を対象外とする立場（例—高桑昭＝江頭憲治郎、廣江健司）、

—国際法と国内法（公法）とを含めるが私法を排除する立場（例—松下）。

第二に、国際法のみを対象とする立場がある。これは国連事務総長報告 (*Progress Report of the Law of International Trade*) のベラートメハト (*Restatement of the Law, Third: Foreign Relations Law of the United States*)、スコット・ヘンキン (L. Henkin - ニューヨーク大学)、R. C. Pugh - カーネギーハーバード大学、O. Schachter - ハーバード大学、H. Smit - ハーバード大学)、オーガスト (R. August - ハーバード大学) などが属する。

第三に、場合によっては国際取引法が国際経済法を包含する立場があり、これは丹宗が属する。

第四に、国際取引法とはぐつに国際通商法があるとする立場があり、これは松下が属する。

第五に、国際取引法に国際投資法を含める立場があり、これは澤田、松下、山本（敬）、岩崎、高桑、山田=佐野、松岡らが属する。

第六に国際通商法に国際投資法を含める立場があり、これは松下、また最近ではファン・ホウテ (H. van Houtte - ルーベン大学) らが属する。

国際取引法の調査研究は、どいかといえど問題解決という法律実務が先行し、発生する問題を解決するために必要な法分野にその範囲を広げていった。その必要からば、国際法であると国内法であるとまた公法であると私法であると、また実体法であると手続法であるとを問わず、すべてが対象になることである。したがって、国際取引法なる独自の法分科が存在するわけではない。このように考えると、国際取引法に固有な基準・原理などというものは存在のしようがない。他方、国際経済関係法学／国際通商法学といふ学問分野を開拓するために敢えて国際経済の公的な規整 (Lenkung) に関する国際公法のみを対象とするところであれば、そこには理論の構築、

基準・原理の確立ということが要求されよう。

四 トランサンショナルな法

以上、国際関係法のうち国際経済法の分野における主な学説・学者を紹介してきた。いずれの学説・業績も国際経済法の研究を前進させるうえで大きな貢献してきたことに疑問の余地はない。ヨーロッパでは、先達の研究を踏まえて今日なお一部で「経済法」分科論、「国際経済法」分科論が展開されている。しかしながら、これらの資本主義圏の法について適用されるものであって、現代世界の経済法律問題の分析を行うためには十分とは言いがたい。そこで、これまでの諸々の学説を踏まえつつ、現代のグローバル・エコノミーの法の問題を考えていこうえでの基本的な問題点をまず指摘しておきたい。

第一に、国際経済法を考える場合に、「歴史的概念」である経済法といった法分科論を導入することの妥当性についてである。すなわち、経済法は、一般には公法と私法によって成り立つ資本主義から生じた矛盾を解決するための第三の分野の法であるといわれることがある。しかしながら、従来の高度資本主義とか社会主義経済学でいう或る経済の発展段階に到達せずにいわば突如として（狭義）の経済法のような新しい法を備えた国の場合を、歴史的概念でどのように説明ができるのであらうか。例えば、中国は、民法や会社法といった第二の法分野たる私法を制定する前の段階で国際合弁事業関係法（正式には、「中外合资經營企業法」ほか）という第三の対外経済法を制定・施行してきたのである。法理論の混乱に加えて、「自力更正」をうたいつ外国民間資本の積極的導入を行うという混乱をどのように理論的に正当化するのであらうか。現代世界における社会主義国は必ずしも社会主義経

済学における経済の発展五段階を経験しているのではないし、発展途上国経済もまた資本主義経済学のいすれによつても十分に説明できるような経済ではない。これらの国の経済法、国際経済法を資本主義圏に通用する「経済法」概念で考察することは無理である。高度資本主義の矛盾を解決するための国際法が国際経済法であるとするならば、現代の中央計画経済圏と発展途上地域のほとんどに国際経済法は存在しないことになる。さらに、体制移行圏の場合には、計画経済の成熟を経験しないままに資本主義体制への移行を企図し法制度は混乱している。

また、国際経済法が資本主義圏における高度資本主義の矛盾を解決したとすれば、国際経済法はその任務を終えて「死滅」し、経済自体は次の発展段階に進つてなるのであらうか。おそらく、そのようなことではないであらう。社会主義圏、中央計画経済圏さらに市場経済移行圏／体制移行圏では、今やそのイデオロギーの存立自体が問われており、法は「死滅」するどころか異常なまでに（成文）法の制定に意欲的な場面がみられる。例えば、旧ソビエトでさえ外資法、外資誘致法を制定し、現ロシアもまた外資法（案）を策定し、自國における資本主義圏民間資本の役割を制定法をもつて積極的に肯定するという時代である。皮肉なことに、社会主義国経済はその矛盾に耐えかねて理論上逆行する資本主義体制に逆戻りしているのであり、これを単に「移行期にある」（in transition）と唱つてゐるだけのことである。

このように、現代世界を客観的にみれば、その法律問題を分析する際に歴史的概念としての経済法概念を援用することとは適当ではないことがわかる。

第二に、現代世界の法の主体と国際法・国内法の問題である。すなわち、ある法律行為が、どの圏のどの主体などの圏のどの主体と間の行為であるかによつて、その意味するところを従来の考察方法では十分に説明することができ

できない。例えば、四つの圈すなわち資本主義圏、発展途上圏、移行途上圏（市場経済移行圏）、社会主義圏ないし中央計画経済圏の四つに亘っては、例えば次のような関係がある。すなわち、①国際連合という政府間国際機関と国家との関係、②発展途上国政府と資本主義国の私法人・特殊法人等との関係、③中央計画経済圏、移行途上圏の国家間の関係、④資本主義国と中央計画経済圏ないし移行途上圏との関係、⑤発展途上国の個人と資本主義国の法人との関係などである。

これらの今日頻繁に発生する「トランサンショナルな」関係を、従来の国際法、国内法規範によって一律に扱うこととは不可能であり不適当である。すなわち、国際法ひとつをとっても、従来の国際法（「国家間」の法）の場合に、資本主義圏、発展途上圏、移行途上圏、中央計画経済圏の四つの圏に共通の「一般国際法」（例えば、国家主権の尊重、内政不干渉、権利平等など）と並んで、ひとつの圏のなかの国際法の存在が主張されている。また、政府間国際機関と企業との間の契約（例えば、世界銀行の対民間企業借款協定）の準拠法を指定する場合にも、一方の当事者が私人でないにも拘らず国際私法を適用することもある。また、発展途上国政府と資本主義国の私人との間の契約（例えば、石油開発の国家契約／経済開発協定）の場合には、国際法と国内法（公法・私法）の諸原則の双方を適用するしかないのかもしれない。

以上のようななじく一部の事例からみても、圏、国、会社、個人などの組合せ如何により、少なくとも従来の「インターナショナル」とか「国際」という用語をもつてしては表現しえない法現象が生じている。ジエサップ（P. Jessup - ハロンビア大学）やマクドゥーガル（M. McDougal - ハーバード大学）が「トランサンショナル・ロー」の存在を指摘し、またスタイナー＝ヴァーツ（H. Steinr and D. Vagts - ハーバード大学）が "transnational legal problems" といふ用語を使用してきているのは、いわした事情を反映したものである。もうひと、ハイテ（Heyde）

せやうじ早くから “transnationales Recht” という用語を使い、ウェリアムズ（F. Williams）もまた早くから「国際法」と「超国家法」（extranational law）いを対置している。近年アメリカでは「国際取引」という表現が不適当だといふ「トランサンショナルな取引」（transnational transaction）という用語さえも使われ、保守的なドイツ法学でも“トランサンショナルな法”（transnationales Recht）という表現が使われてゐる。

五 国際経済法律研究—国際関係法学推進のひとつの道

以上のように、「トランサンショナルな法」の総合的考察を行うことの必要性は高まつてゐる。そゝで、最後に小職の「国際経済法」に対する基本的な態度を示しておく。

第一に、法分科論的見地からば、国際経済法は国際経済関係を規整する国際公法である。いじらう国際経済関係は、圏域と主体の多様化から生じる諸々のトランサンショナルな経済現象を総称したものであり、また「規整」とは、ドイツにおける“Lenkung”の観念と同じように、消極（権利の制限）と積極（保護助成）との両面を含み、また高権的なものと非高権的なものとの両者を含んだきわめて広範なものと理解されてゐる。

第二に、国際経済法（学）は、トランサンショナルな経済現象の法律問題の研究方法としては国際法と国内法の一領域を総合的に対象とする。トランサンショナルな経済に関する国際法の問題は関連国内法の理解なしに解明することは困難であり、またトランサンショナルな経済に関する国内法の問題も関連国際法の理解なしに解明することができないからである。この意味では、シヨヴァルツェンバーガーなどのように国際経済に関する国際法のみを研究対象とするいへば、国際公法学としての意味はあるものの、問題の総合的把握を不可能にし問題の解決からは

遠ざかることになる。

ただし、トランクナルな経済現象を法的に考察したり解決するに当たって、これを総合的に行うべきであるということと、それゆえに国際法と国内法とを包摂する新しい法分科を設定すべきであるということとは全く次元を異にする課題である。一部では小職が国際経済法学の形成について立場を留保していたのが、その後これを積極的に認めるような立場に変わったとの指摘がなされているが（丹宗 一九九三、九頁）、そのような事実はない。少なくとも小職は、研究方法としてまた問題解決のために国際法と国内法を対象とするのであって、双方を含めた法分科すなわち国際経済法分科を主張しているのではない。

第三に、トランクナルな経済関係の法の問題は、次のような法の相関関係によつて生じると考える。すなわち、

一 資本主義圏、発展途上圏、移行途上圏、社会主義圏のそれぞれの圏内でトランクナルな経済を規整する法、

二 圏を越えるトランクナルな経済を規整する法。

この場合、法の主体は四つの圏域のそれぞれに国際機構、国家、会社、個人等として存在するので、それらの組合せによつて相関関係が複雑多様になる。したがつて、国際経済法といった单一の法体系は存在し得ないし、法現象のなかに統一的な原則・原理・基準等が存在することはない。むしろある局面では相互する国益、政策原理、それを反映する相反した法規整が並存し、相互に抵触する状態さえもあり得る。例えば、自由貿易的立法と保護主義的立法はしばしば並存し、しかも相互に緊張関係にある。

第四に、問題接近・解決の方法としては、法解釈学とはべつの方法も必要である。これは、法解釈学にとつても

また独自の領域としても意義のあることである。この場合、国際関係・国際経済と法律の重合、接点、リンクージに十分な配慮をし、かつまた、つねに国際関係と国際経済発展を歴史的な観点から把えることがきわめて有効な手段となる。

おわりに

小職は、トランサンショナルな経済関係の法現象を対象とする研究を、ひとまず「国際経済法律研究」(international economic legal studies. 正確には "transnational economic legal studies")と名づけ、それは今日のトランサンショナルな経済関係をその圏域と主体の多様化に対応させて現実に即して客観的・具体的に考察し、そのうえで現存する法秩序とそこに生起する問題の解明を行うことを第一義とする。そして、可能であればさらにその法秩序の展望を試みるものである。この場合、国際法・国内法の区別、公法・私法の区別、法分科論などに必ずしもとらわれない総合的な方法によることが好ましい。しかも、現段階では、あらかじめ概念規定や体系的構築を行ってそこから具体的な問題に接近するものよりも、むしろ実際問題の解明から出発する帰納的実証的な方法をとるほうが適当な場合が多いと考える。この場合であっても、従来型の国内法研究と国際法研究が最も重要な基礎になることは間違うまでもない。

ヒピグラフで記したように、国際経済法の研究対象はめまぐるしく姿を変え、われわれに息つくひまを与えない (Jackson 1977, p. xv)。一九七〇年秋にコロンビア大学のフリードマン教授(前出)を訪れたついに、教授からこの分野における研究は健康を害するので考え直したほうが良いといった趣旨の忠告を受けたほどである(櫻井 一

九七一b' 九二一九六頁）。

法学研究にとって職人風な個人作業が重要であるとする否定しないが、これからはそれを基礎にして共通の「ディンプリンをもつた研究者＝官僚＝法曹＝企業法務担当者などの間で共同（協同）研究の一層の充実をはかり、教育に資する」のが好ましい。

（注）

- Barrett, John A., Jr. [1997] "International Legal Education in the United States: Being Educated for Domestic Practice While Living in a Global Society," *American University Journal of Law and Policy*, Vol. 12, No. 6.
- Harvard Law School [1958] *Catalogue for 1958-1959*. Cambridge: Mass.: Harvard Law School.
——— [1998] *Catalog, 1998-1999*. Cambridge, Mass.: Harvard Law School. 最新の講義要綱など、次のトマソ内へかみかくへ
□ — ドラフト。
- http://www.harvard.edu/home/Administrative_Service/Register/98Catalog/lists/sframe.html
- 穂積陳重「一九八〇」『法懲夜話』岩波文庫。東京、岩波書店。
- 石川明「一九九九」「ヨーロッパ法の形成とドイツ法学界の課題」石川明・櫻井雅夫共編『EUの法的課題』東京、慶應義塾大学出版社。
- 石本泰雄「一九八四」『国際関係法』一八『法學ヤハ一増刊』四四。
- Jackson, John H. [1977] *Legal Problems of International Economic Relations*. 1st ed. St. Minn.: West Publishing Co.
- 金澤良雄・櫻井雅夫「一九七七」『わが国における国際経済協力法の調査研究状況』東京、アジア経済研究所。
- 櫻井雅夫「一九七一a」「ハーバード大学法学院国際法律研究プログラム」『アジア経済』一一卷四号。
———「一九七一a」「ハーバード大学法学院国際法律研究プログラム」『トシア経済』一一卷六号。

——〔一九九七〕『国際経済法』新版。東京、成文堂。

Stevens, Robert [1983] *Law School: Legal Education in America from the 1850s to the 1980s*. Chapel Hill and London:

The University of North Carolina Press.

高野雄一〔一九八〇〕「国際関係」一icus」『法学ヤハナ一増刊』四田。

丹波曉信〔一九九三〕「国際経済法の概念」丹波曉信・山手治・小原喜雄『国際経済法』新版。東京、青林書院。